

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>他の物品等若しくは特定役務をもって代替させることができない芸術品その他これに類するもの又は特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。</p>	<p>1 調達する物品等又は特定役務の特殊性等</p> <p>岐阜県域統合型GISは、公益財団法人岐阜県建設研究センターが、県と市町村の共同利用を前提に構築したものであり、毎年度、県・市町村がそれぞれ利用契約を締結してサービスを利用している。</p> <p>県・市町村では、このサービスを利用して災害発生時の危険箇所や公共交通機関、埋蔵文化財等に関する情報の管理、共有や県民への情報提供等に利用している。</p> <p>なお、令和7年5月29日開催の岐阜県市町村・DX推進協議会（GIS・オープンデータ促進部会）において、県域統合型GISを引き続き利用することが合意されている。</p> <p><現契約></p> <p>(1) 契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日</p> <p>(2) 契約の相手方の住所及び氏名 岐阜県大垣市今宿6丁目52番地18 ワークショップ24 4階 公益財団法人岐阜県建設研究センター 理事長 奥田 雅之</p> <p>2 調達の相手方が特定されることの説明</p> <p>以下の条件を満たすサービス提供者は（公財）岐阜県建設研究センターのみであり、契約相手先は（公財）岐阜県建設研究センター以外にない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県及び県内全市町村が共同利用することのできる県域統合型GISを構築・運用することができる。 ・岐阜県共有空間データを県域統合型GIS用に加工し、登録することができる。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。